平成２５年（フ）第３７号
富山市新庄銀座３丁目５番55号
破産者　廣栄電子産業有限会社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
長野県下伊那郡高森町吉田2325番地１
破産者　株式会社アストロコーポレーション
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９６号
岐阜県恵那市岩村町292番地
破産者　株式会社平出工務店
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０８号
岐阜県中津川市加子母3888番地253
破産者　有限会社ＳＡＮディレクション
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４３号
滋賀県彦根市西今町1131番地７
破産者　有限会社セイキトレーディング
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３８５７号
大阪府八尾市神武町２番24号
破産者　有限会社ユーセイ
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４１号
大阪市西成区聖天下１丁目７番20号
破産者　株式会社エコサイエンス
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７０６号
大阪市東成区中道３丁目15番31号
破産者　有限会社ミツボシ
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２３号
大阪市旭区新森１丁目６番22号
破産者　株式会社シンエイホーム
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７８号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社スギモト
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４８号
大阪府豊中市西緑丘１丁目１番３―701号
破産者　株式会社サン創美
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８６号
大阪府豊中市春日町２丁目１番１号
破産者　有限会社真栄商工
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１８号
大阪府羽曳野市野々上４丁目４番５号ヴィレッジ雅
破産者　南都興産株式会社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４６号
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目13番２号
破産者　有限会社ナガミネ・ステュディオ
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
堺市西区草部140番地１
破産者　株式会社戸村工業
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
福岡県田川市大字伊田5000番地
破産者　有限会社栄光建設
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１０８号
北海道白老郡白老町字竹浦549番２号、商業登記簿上の本店所在地北海道白老郡白老町字石山15番地
破産者　株式会社しらおい健康農場
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
群馬県前橋市六供町1025番地　ミナミハイツ405号
破産者　岩上　友己
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２４号
東京都三鷹市野崎３丁目27番８号しげる荘10
破産者　甲田　賢一
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９３号
横浜市南区南太田３丁目16番14号
破産者　株式会社安野染色工場
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３３号
横浜市港北区下田町３丁目２番26号
破産者　株式会社松原プレス商会
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８７号
静岡市駿河区広野３丁目21番52号
破産者　株式会社オンリーワン
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部